

重度心身障害者医療費助成制度（県障）のお知らせ

重度心身障害者医療費助成制度（県障）は、重度心身障がい者の医療費や入院時の食事療養費（標準負担額減額認定証を保持している人）、訪問看護医療費を助成する制度です。

自立支援医療など、ほかの医療費の軽減制度が受けられる場合は、そちらが優先されます。

※転入してきた場合は、申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

■利用できる人

- ① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人
- ② 療育手帳Aの交付を受けている人
- ※ 一定以上の所得があると助成停止となります。

■助成の受け方

「受給者証」を健康保険証とともに医療機関の窓口へ提示することで、一部負担金だけの支払となります。

【一部負担金】

医療機関ごとに異なります。

外来 1回 530円
(月4回まで負担)

入院 1日 1200円

訪問看護 1日 250円

※調剤薬局へ支払う金額は無料です

■医療費の払い戻し（償還払い）

- ① 治療用装具を購入したとき
 - ② 入院時生活療養費（住民税非課税世帯の場合）を支払ったとき
 - ③ 県外の医療機関を受診したとき
- などは、申請をすると後日、自己負担額を超えた金額を還付します。



現在、受給者証をお持ちの人に、8月末までに新しい受給者証を送付します。

福祉政策室 田巻主査

●問い合わせ 福祉課福祉政策室

☎ 53・2111（内線247）

または各支所地域振興課地域福祉室

村上市心身障害者福祉金が支給されます

■受給対象となる人

平成28年7月1日現在で次の①～⑤すべてに該当する人が対象です。

- ① 身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
- ② 市民税が非課税で、公的年金および手当（※）の支給を受けていない人
- ③ 1年以上市内に住所を有している人
- ④ 施設に入所していない人
- ⑤ 生活保護を受給していない人

※公的年金および手当とは、老齢基礎年金、老齢厚生年金、共済年金、障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、恩給、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童手当など

■申請に必要なもの

- ・ 心身障害者福祉金支給申請書（福祉課および各支所地域振興課地域福祉室にあります）
- ・ 振込口座の通帳
- ・ 印鑑

■福祉金の額

【身体障害者】

1級	5万円
2級	4万円
3級	3万円

【知的障害者】

A判定	5万円
B判定	4万円

【精神障害者】

1級	5万円
2級	4万円
3級	3万円



●問い合わせ 福祉課福祉政策室

☎ 53・2111（内線247）

または各支所地域振興課地域福祉室